

市第57号議案 横浜市営住宅条例の一部改正

1 提案理由

福島復興再生特別措置法が一部改正され、避難されている住民の方々の円滑な帰還を促進するため、一団地の復興再生拠点整備制度の創設等の措置が講じられました。そのため、東日本大震災発生当日に避難指示区域に住んでいた**居住制限者**を規定している条文が繰り下がりました。**居住制限者**は横浜市営住宅条例で応募資格の特例が認められている対象者であり、関係規定の整合を図るために本条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

法の一部改正に伴い、**第29条第1項**で規定されていた**居住制限者**が、**第39条**で規定されることになりましたので、本条例の引用部分を改正するものです。

現 行	改正案
横浜市営住宅条例 (入居者資格の特例) 第8条(第1項～第3号省略) 4 福島復興再生特別措置法 第29条第1項 に規定する 居住制限者 は、※前条第1項第4号及び第5号に掲げる条件を具備する者を同項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。	横浜市営住宅条例 (入居者資格の特例) 第8条(第1項～第3号省略) 4 福島復興再生特別措置法 第39条 に規定する 居住制限者 は、※前条第1項第4号及び第5号に掲げる条件を具備する者を同項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

※第7条第1項第4号：住宅困窮要件
第5号：暴力団でないこと

3 施行日

公布の日

(参 考) 平成27年9月1日現在

- (1) 福島復興再生特別措置法により入居要件を緩和されて横浜市営住宅に入居している被災者数：0名
- (2) 東日本大震災応急仮設住宅として横浜市営住宅に入居している被災者数
ア 岩手県：3世帯、3名
イ 宮城県：8世帯、13名
ウ 福島県：31世帯、73名